

お客様各位

消費税改定に関するお知らせ

この度「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正法」)が成立し、消費税増税が正式に発表されました。平成 26 年 4 月 1 日以降は、消費税が現行の 5%から 8%に引き上げられます。

これに伴う当店ご利用における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

改正法により、平成 26 年 4 月 1 日以降に当店が提供する商品・サービス等に係る消費税率は 8%となります。

つきましては、ご利用日(請求書発行日)が平成 26 年 4 月 1 日以降のものにつきましては、新税率 8%でご請求させていただきます。ご予約時に発行した見積書の金額が消費税 5%である場合は、消費税 8%で改めて計算した金額をお支払い頂くこととなりますのでご承知置き下さい。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、車検は車検満了日の 1ヶ月前から車検を受けても、車検満期日は変わりません。

**例) 4 月 10 日が車検満了日の場合→3 月 10 日から車検を受ける事ができ、
次回車検満了日も 4 月 10 日のまま**

3 月中に車検を受ければ、消費税は現行の 5%が適用されますので、該当のお客様はお早めのご利用をお勧め致します。

※3 月後半は多数の予約が見込まれるため、ご希望の日時にご利用頂けない場合があります。車検をご検討の場合は、お早めに店舗までご相談下さい。

※ご利用日が 3 月末の場合、車検を通すのに必要な交換部品があると、取り寄せに時間がかかり、3 月中に車検が終わらないことも考えられます。ご予約はゆとりを持った日程でお願い致します。

詳しくは店舗までお問い合わせください。

以上

